

2027年度東京大学こども未来研究所奨学金募集要項

1 趣旨

株式会社ダイセキからの株式配当を基に事業を行う有限会社こども未来研究所からの寄付金および株式配当を原資として、本学大学院に入学を希望する日本人学生であって、経済的支援を必要とする者を対象として、本学大学院入学後に奨学金を支給して支援することを目的とします。

2 申請者の資格

- (1) 2027年4月に東京大学大学院修士課程または専門職学位課程へ入学を希望する日本人学生（日本国籍以外で在留資格等が「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「日本に永住する意思のある定住者」を含みます。）のうち、経済的支援を必要とする人としてします。
- (2) 他の給付型奨学金及び貸与型奨学金と併用することはできますが、併用する奨学金の条件により給付が受けられないこともあります。

3 採用予定者数

若干名

4 支給額

月額10万円（原則として返還の義務はありません。）

5 支給期間

2027年4月から最長2年間とします。

6 奨学金の申請

(1) 申請期間

2027年1月8日（金）～2月8日（月）【必着】

(2) 申請方法

申請書類を、東京大学本部奨学厚生課奨学チーム宛に郵送してください。封筒表面に「こども未来研究所奨学金申請書在中」と朱書きし、特定記録等の記録郵便で郵送してください。

(3) 提出先

〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1

東京大学 本部奨学厚生課 奨学チーム 宛

※ 提出方法は郵送のみです。窓口にて受け取ることはできませんのでご注意ください。

7 申請書類

次に示す申請書類のうち、該当するものを提出してください。

※ 各様式は本学ウェブページからダウンロードしてください。

https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/students/welfare/h02_14.html

申請書類	留意事項	
申請書（様式1）	必要事項を記入してください。	
成績証明書	出身大学が発行した、学部(教養課程を含む)の成績証明書の原本	
収入等に関する証明書 ・生計維持者（原則父母、ひとり親家庭の場合は父または母、配偶者がいる場合は父母と配偶者及び申請者本人）について提出してください。	生計維持者全員	課税(所得)証明書又は非課税証明書の原本 ※申請時点で発行できる最新年度のもの ※市区町村によって証明書の名称が異なります。
	給与所得者（確定申告を行っていない者）	源泉徴収票2025年分（写） ※2025年1月以降に就職・転職した場合は年収見込証明書（様式2-1）も提出
	給与所得以外の所得者（確定申告を行った者）	確定申告書 2025年分（第1表・第2表の写）
	年金(老齢・厚生・遺族・障害等)を受給している場合	最新の年金振込通知書(写)または最新の年金額改定通知書(写)
	失業中で雇用保険を受給している場合	雇用保険受給資格者証（写）
	生活保護の認定を受けている場合	保護料決定（変更）通知（写）
	無職・無収入の場合 (注)就学者・父母の扶養親族となっている家族はありません。	無職・無収入申立書（様式2-2） ※課税(所得)証明書に所得の記載がある場合は、退職証明書等、その収入が現在ないことがわかる書類も提出
	高校生以上の就学者がいる世帯（注）申請者本人、小・中学生は除く	最新の在学証明書 (注)（写）でも可
	障害者のいる世帯	身体障害者手帳（写）、療育手帳（写）、精神障害者保険福祉手帳（写）

8 採用候補者の結果通知

2027年2月末までに本人宛に審査結果を通知します。

なお、採用候補者の決定は、本学の大学院入試の合格を保証するものではありません。

また、採用候補者に選考された者は、本学入学後に奨学生採用手続をとることにより、正式に採用が決定します。

9 奨学金の支給方法

奨学金の支給は、在籍確認の上、半期毎に受給者名義の預金口座に送金します。

10 奨学金の支給休止及び復活

- (1) 受給者は、休学又は1か月以上の長期欠席（海外留学は含まない。）をする場合は、奨学金の支給を休止します。
- (2) 前項の規定により奨学金の支給を休止された者が、その事由が止んだことを証する書類を付して支給の再開を願い出た場合は、奨学金の支給を再開することができます。

11 奨学金の支給廃止

受給者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにこれらを証する書類を届けるものとし、これらが受理された場合は、奨学金の支給は廃止となります。

- (1) 退学又は転学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (5) 前各項のほか、受給者としてふさわしくない事実があったとき。

12 奨学金の返納

受給者が休学・長期欠席又は受給者としてふさわしくない事実があったときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納する必要があります。

13 奨学金の辞退

受給者は、奨学金の辞退を申し出ることができます。

14 異動の届出

受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに届け出る必要があります。

- (1) 休学、復学又は長期欠席しようとするとき。
- (2) 住所、氏名、連絡先その他重要な事項に変更があったとき。

15 報告書の提出

受給者は、毎年3月に報告書を本学に提出する必要があります。

16 その他

- (1) 提出された申請書等は、一切返却いたしません。
- (2) 申請書類等に記載されている個人情報、本奨学金業務に限定し利用するものであり、その他の目的に使用することは一切ありません。